

西荻ギターアンサンブルRUF19 会則

(名称)

第1条 本会は、西荻ギターアンサンブル RUF19 (ルフナインティーン) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は新堀ギター音楽院西荻教室内とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互の親睦と結束を図り、ギター合奏を通じて社会貢献をし
又聴衆の方々には歌や楽器等でご参加頂き、互いに健康増進を図ることを目的として
2019年1月1日に設立。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 各施設にてボランティア演奏
- (2) サロンコンサートや演奏会を開催
- (3) 各地区音楽祭への積極参加

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 会の目的に賛同し入会した者
- (2) その他、会長が認めた者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を西荻ギターアンサンブル RUF19
事務局に提出し、承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を西荻ギターアンサンブル RUF19 事務局に提出することにより任
意に当月末日で退会することができる。

又、やむなく該会員が当会の親睦と結束を乱たり、社会貢献が出来ないと判断した場
合、当会は該会員に退会を通告する。

(会費)

第8条 会員ごと月3000円とするが、不足の場合は都度会費を徴収する。

又、物価上昇等を鑑みて会費は変動する。

(個人所有物)

第9条 会員は個人所有物については移動中・演奏中に関わらず自己責任・自己管理を旨とし、例えば楽器等の破損や盗難、会員間の楽器の貸借についても当会は責任を負わない。

(傷害)

第10条 会員は練習や演奏時（移動時含む）の傷害や会員相互間の不法行為又は故意過失による紛争等も当会は責任を負わない。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 1 (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局 2名
- 2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 3 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第12条 本会役員職務

- 1 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときはその職務を代行する。
- 3 事務局は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(事務局)

第13条 事務局職務

- 1 会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。
- 2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。
- 3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

(総会)

第14条 総会

- 1 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。
ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業の変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任または解任
 - (5) 解散
 - (6) その他会の運営に関する重要項目
- 3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第15条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この会則は、2019年1月1日から施行する。

〒167-0053

杉並区西荻南 3-15-11 新堀ギター音楽院西荻教室内

西荻ギターアンサンブルRUF19

会長 中原 生郎